

本業務の受注者等の利益相反行為の制限等

1. 対象者（制限対象とする会社等）

本業務（下記①②の業務を除く。）の受注者、本件協力者及びこれらの者と一定の資本的・人的関係等のある者（以下、「本件制限対象者」という。）

① 別紙①「業務項目」のうち下記業務

- 4 (1) 基本条件、必要となる検討項目及び課題等の検討整理
- 4 (2) 開発基本計画の検討・作成
- 4 (3) 都市計画等の検討
- 4 (4) 公共施設及び公共的施設の整備・管理条件等の検討
- 4 (5) 国際観光拠点形成に向けた都市機能・まちづくり方針等の検討
- 4 (6) 中核施設等の導入機能要件の検討
- 4 (7) 運営条件・水準等の検討
- 4 (9) 広域観光連携に関する検討

② 公表情報、既存事例及び客観的情報の調査・収集・分析業務（IR事業者の選定・審査過程に関わる場合を除く。）

※本項において「本件協力者」とは、下記の者をいう。

- ア) 本業務に関して、受注者に対して助言を行い、又は、受注者と共同して本業務の一部の作業を行う者
- イ) 本業務に関して受注者から再委託若しくは請負を受けるなどして、本業務の一部の作業を行う者
- ウ) 本業務に関して、前号の本業務の一部を遂行する者に対して、助言を行い、又は、イの者と共同して本業務の一部の作業を行う者

※本別紙において「一定の資本的・人的関係等のある者」とは、下記の者をいう（子会社等及び親会社等の範囲については会社法の定めに従う。）。

- ア) 親会社等と子会社等の関係にある者
- イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者
- ウ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者
- エ) 上記のほか、本件制限対象者が事業方針の決定を実質的に支配していると認められる者又は本件制限対象者の事業方針の決定を支配していると認められる者

2. 禁止事項

(1) 禁止事項

本件制限対象者は、下記の行為・取引等を行ってはならない。

①大阪 IR に関する下記の行為・取引等

- ア) Request for Concept 等（以下、「RFC 等」という。）及び Request for Proposal（以下、「RFP」という。）に応募する応募企業、応募グループの構成員となること。
- イ) RFC 等及び RFP に応募する応募企業若しくは応募グループの構成員に対する協力者となること。
- ウ) 事業者（RFC 等及び RFP への応募有無を問わない。）に対し、事業参入若しくは事業企画又は RFC 等・RFP・区域認定等の関連手続に関して、助言業務その他コンサルティング業務を行うこと。

②日本国における夢洲以外の地域の IR に関する下記の行為・取引等

- ア) RFC 等及び RFP に応募する応募企業、応募グループの構成員となること。
- イ) 本業務の担当チーム又は担当者が、RFC 等及び RFP に応募する応募企業若しくは応募グループの構成員に対する協力者となること。
- ウ) 本業務の担当チーム又は担当者が、事業者（RFC 等及び RFP への応募有無を問わない）に対し、事業参入若しくは事業企画又は RFC 等・RFP・区域認定等の関連手続に関して、助言業務その他コンサルティング業務を行うこと。
- エ) 本業務の担当チーム又は担当者が、他の地方公共団体に対して、当該地方公共団体が実施する RFP 又は区域認定手続について、助言業務その他コンサルティング業務を行うこと。

※本項における「大阪 IR」とは、大阪・夢洲において実施する IR 事業をいう。

※本項における「RFC 等」とは、RFP で示す開発条件・事業実施条件等を精緻化するため、地方公共団体が事業者に対して、IR 事業の構想・コンセプト・施設構成・投資規模等について提案を求める手続をいう。

※本項における「RFP」とは、地方公共団体が実施する IR 事業者の公募・選定手続をいう。

※本項における「協力者」とは、下記の者をいう。

- ア) RFC 等及び RFP の応募企業・応募グループの構成員に対して助言を行い、又は、応募企業・応募グループの構成員と共同して作業を行う者
- イ) RFC 等及び RFP の応募企業・応募グループの構成員から再委託若しくは請負を受けるなどして、大阪 IR 事業に関して作業を行う者

(2) 適用除外

上記(1)禁止事項については、本件制限対象者が関与する本業務の内容、又は、本件制限対象者が行おうとする民間事業者若しくは他の地方公共団体への提供業務等の内容が、その性質に照らして利益相反のおそれがなく、発注者が事前に同意した場合には適用しない。ただし、この場合においても、担当チーム及び担当者の業務兼任は認めないことがある。

3. 制限期間

(1) 開始時期

実施法成立後において発注者が別途指定する日とする。(現時点における発注者の想定としては、第2段階の業務開始の時点を想定している。)

(2) 終了時期

すべての本件制限対象者が本業務を完了した日として、発注者が別途指定する日とする。

4. 利益相反管理方針の策定

本件制限対象者は各々、本業務に関する契約締結までに、発注者と協議の上、本業務を実施する上での利益相反管理方針を策定し、その承認を受けること。なお、利益相反管理方針には下記事項を記載すること。

- (1) 利益相反のおそれのある取引の種類
- (2) 主な取引例及び当該取引の特定のプロセス
- (3) 利益相反管理の方法 (利益相反のおそれのある取引の事前承認プロセスや適正な情報隔離遮断措置の方法等、発注者の利益保護を適正に確保するための具体的措置を含む。)
- (4) 利益相反管理体制
- (5) 利益相反管理の対象となる会社・人物等の範囲